

第2回役員会議事要旨

日 時	場 所	欠 席 者	陪 席 者
平成18年4月27日（木）13時30分～	学長室		非常勤監事

1. 議 題

(1) 香川大学特別研究員受入規程の制定について

学術担当理事から、議題資料1に基づき、4月13日開催の役員会において了承した標記規程の制定について、4月21日開催の教育研究評議会において評議員から意見のあった企業等から共同研究等により受け入れている研究員と本規程に基づく特別研究員の取扱いについて説明があった。

審議の結果、原案を承認した。

なお、本日（4月27日）付けで施行し、4月1日付けで適用することとした。

(2) 平成19年度概算要求について

総務・財務担当理事から、参考資料に基づき、4月14日付けで文部科学省より平成19年度概算要求に向けたスケジュール等について通知があったこと及びその内容について説明があった。

次いで、同理事から、議題資料2-1に基づき、4月13日開催の役員会において審議した概算要求事項決定に係る学内スケジュールについて、文部科学省への概算要求書の提出期限の都合上、予め概算要求書類を文部科学省へ提出する必要性が生じたので、その取扱いについて審議願いたい旨説明があり、審議の結果、その取扱いを承認した。

次いで、同理事から、議題資料2-2に基づき、概算要求事項を選定するに当たり、平成19年度概算要求事項選定の基本的考え方（案）を作成したので審議願いたい旨説明があり、審議の結果、原案を承認した。

(3) 香川大学学則の一部改正について

教育担当理事から、議題資料3に基づき、特待生（学業）制度の創設に伴い、所要の事項を整備するため、学則を一部改正することについて4月21日開催の教育研究評議会において了承された旨説明があり、審議の結果、原案を承認した。

なお、本日（4月27日）付けで施行し、4月1日付けで適用することとした。

(4) 香川大学大学院学則の一部改正について

教育担当理事から、議題資料3に基づき、特待生（学業）制度の創設に伴い、所要の事項を整備するため、大学院学則を一部改正することについて4月21日開催の教育研究評議会において了承された旨説明があり、審議の結果、原案を承認した。

なお、本日（4月27日）付けで施行し、4月1日付けで適用することとした。

(5) 香川大学施設マネジメント委員会規則の一部改正について

総務・財務担当理事から、議題資料5に基づき、標記委員会において講義室の有効活用を審議するにあたり、同委員会委員に教育・学生支援部長を加えるため、標記委員会規則を一部改正することについて、4月21日開催の教育研究評議会において了承された旨説明があり、審議の結果、原案を承認した。

なお、本日（4月27日）付けで施行し、4月1日付けで適用することとした。

2. 報告事項

(1) 学校教育法改正に伴う助教等の在り方検討ワーキンググループの設置について

教育担当理事から、報告資料1及び参考資料に基づき、2月23日開催の役員会において設置が承認された標記ワーキンググループについて、メンバー並びに今後の検討スケジュール（案）及び検討課題について報告があった。

(2) 第57回四国地区大学総合体育大会の開催について

教育担当理事から、報告資料2に基づき、本学が当番により開催する標記体育大会について報告があった。

(3) 平成18年度監事監査計画について

非常勤監事から、報告資料3に基づき、国立大学法人香川大学監事監査規則第9条に基づき監事が行う平成18年度の監査計画を作成し、学長に対し提出した旨報告があった。

(4) 平成18年度監査室監査計画について

監査室長から、報告資料4に基づき、国立大学法人香川大学内部監査規程第9条に基づき監査室が行う平成18年度の監査計画を作成し、学長の承認を得た旨報告があった。

(5) 香川大学将来構想策定委員会について

学長から、報告資料5に基づき、2月23日開催の役員会において設置を了承した標記委員会について、4月20日付けで「香川大学将来構想策定委員会設置要項」を制定したこと、及び現在までの打合せの状況について報告があった。

なお、学長から、同要項第1条を次のとおり改めたい旨発言があった。

「香川大学(以下「本学」という。)に、本学の将来構想策定に関して必要な事項を定め、10年後を見据えた21世紀グランドデザイン等を作成するため、将来構想策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。」

(6) 教育学部及び大学院教育学研究科と誠信女子大学校美術大学及び造形大学院(大韓民国)との学術交流協定書の更新について

学術担当理事から、報告資料6に基づき、標記協定の更新に当たり、香川大学における学術交流協定に関する取り扱い方針の4.に基づき交流実績等の点検・評価を行い、3月28日開催の学術国際交流委員会において協定の更新が認められた旨報告があった。

なお、役員から、客観的に交流実績等の点検・評価が行えるよう、明確な基準を作成する必要がある旨意見があった。

3. その他

(1) 香川大学博物館について

学術担当理事から、資料に基づき、大学博物館(仮称)について、平成17年度学長裁量経費で行った現在までの調査・研究の状況等及び平成18年度所要額について報告があり、検討の結果、引き続き博物館設置に向けた調査研究を行うこととした。

なお、役員から以下のとおり意見が出された。

標本・資料の収集に当たっては、大学博物館として展示するに値する物かどうか、客観的に判断するための仕組みが必要である。

大学の博物館である以上、学術的な位置付けが必要である。

(2) 平成18年度特定施策推進経費の公募要領について

連携・評価担当理事から、配付資料に基づき、4月13日開催の役員会において、各理事の下で検討することになった特定施策推進経費のうち、地域貢献推進経費及び大学運営特別経費の公募要領(案)について説明があり、公募の考え方等について意見交換を行った。

閉会15時45分